

7 生徒指導・教育相談

(1) 生徒指導の実践上の視点

生徒指導の定義

生徒指導の定義

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

生徒指導は、児童生徒が自身を個性的存在として認め、自己に内在しているよさや可能性に自ら気づき、引き出し、伸ばすと同時に、社会生活で必要となる社会的資質・能力を身に付けることを支える働き（機能）である。したがって、生徒指導は学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義を持つものと言える。

生徒指導の目的

生徒指導の目的は、教育課程の内外を問わず、学校が提供する全ての教育活動の中で児童生徒の人格が尊重され、個性の発見とよさや可能性の伸長を児童生徒自らが図りながら、多様な社会的資質・能力を獲得し、自らの資質・能力を適切に行使して自己実現を果たすべく、自己の幸福と社会の発展を児童生徒自らが追求することを支えるところに求められる。

生徒指導の目的

生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。

生徒指導において発達を支えるとは、児童生徒の心理面（自信・自己肯定感等）の発達のみならず、学習面（興味・関心・学習意欲等）、社会面（人間関係・集団適応等）、進路面（進路意識・将来展望等）、健康面（生活習慣・メンタルヘルス等）の発達を含む包括的なものである。

また、生徒指導の目的を達成するためには、児童生徒一人一人が自己指導能力を身に付けることが重要である。児童生徒が、深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」、「何をすべきか」、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的かつ他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力、すなわち、「自己指導能力」を獲得することが目指される。

児童生徒は、学校生活における多様な他者との関わり合いや学び合いの経験を通して、学ぶこと、生きること、働くことなどの価値や課題を見いだししていく。その過程において、自らの生き方や人生の目標が徐々に明確になる。学校から学校への移行、学校から社会の移行においても、主体的な選択・決定を促す自己指導能力が重要である。

生徒指導の実践上の 視点

1 自己存在感の感受

児童生徒の教育活動の大半は、集団一斉型か小集団型で展開される。そのため、集団に個が埋没してしまう危険性がある。そうならないようにするには、学校生活のあらゆる場面で、「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感を、児童生徒が実感することが大切である。また、ありのままの自分を肯定的に捉える自己肯定感や、他者のために役立った、認められたという自己有用感を育むことも極めて重要である。

2 共感的な人間関係の育成

学級経営・ホームルーム経営の焦点は、教職員と児童生徒、児童生徒同士の選択できない出会いから始まる生活集団を、どのようにして認め合い・励まし合い・支え合える学習集団に変えていくのかということに置かれる。失敗を恐れない、間違いやできないことを笑わない、むしろ、なぜそう思ったのか、どうすればできるようになるのかを皆で考える支持的で創造的な学級・ホームルームづくりが生徒指導の土台となる。そのためには、自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動できる相互扶助的で共感的な人間関係をいかに早期に創りあげることが重要となる。

3 自己決定の場の提供

児童生徒が自己指導能力を獲得するには、授業場面で自らの意見を述べる、観察・実験・調べ学習等を通じて自己の仮説を検証してレポートするなど、自ら考え、選択し、決定する、あるいは発表する、制作するなどの体験が何より重要である。児童生徒の自己決定の場を広げていくために、学習指導要領が示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めていくことが求められる。

4 安全・安心な風土の醸成

児童生徒一人一人が、個性的な存在として尊重され、学級・ホームルームで安全かつ安心して教育を受けられるように配慮する必要がある。他者の人格や人権をおとしめる言動、いじめ、暴力行為等は、決して許されるものではない。お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活を送れるような風土を、教職員の支援の下で、児童生徒自らがつくり上げるようにすることが大切である。そのためには、教職員による児童生徒への配慮に欠けた言動、暴言や体罰等が許されないことは言うまでもない。

《参考資料》

□「生徒指導提要」（文部科学省 令和4年12月）

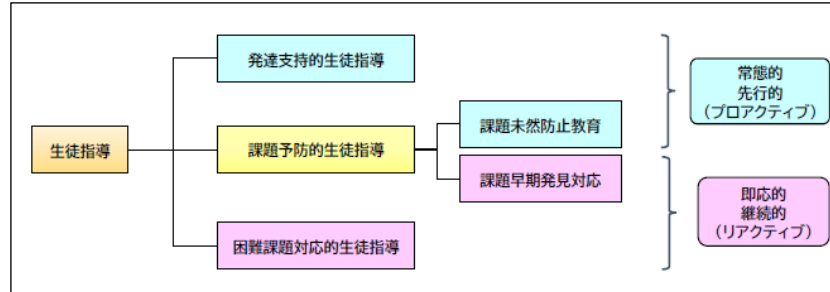


7 生徒指導・教育相談

(2) 生徒指導の構造と方法

生徒指導の構造 【2軸3類4層構造】

生徒指導は、児童生徒の課題への対応を時間軸や対象、課題性の高低という観点から類別することで、構造化することができる。



1 生徒指導の2軸

(1) 常態的・先行的（プロアクティブ）生徒指導

日常の生徒指導を基盤とする発達支持的生徒指導と組織的・計画的な課題未然防止教育は、積極的な先手型の常態的・先行的（プロアクティブ）生徒指導と言える。

(2) 即応的・継続的（リアクティブ）生徒指導

課題の予兆的段階や初期状態における指導・援助を行う課題早期発見対応と、深刻な課題への切れ目のない指導・援助を行う困難課題対応の生徒指導は、事後対応型の即応的・継続的（リアクティブ）生徒指導と言える。

2 生徒指導の3類

生徒指導の課題性（「高い」・「低い」）と課題への対応の種類から分類すると、以下の3類になる。

(1) 発達支持的生徒指導

全ての児童生徒の発達を支える。

(2) 課題予防的生徒指導

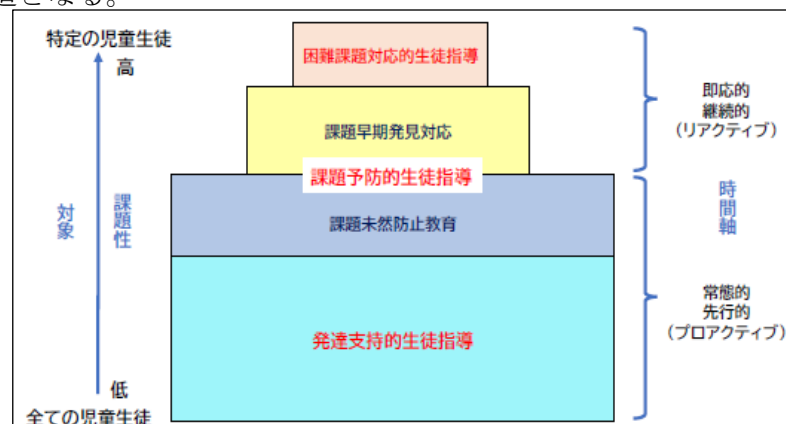
全ての児童生徒を対象とした課題の未然防止教育と、課題の前兆行動が見られる一部の児童生徒を対象とした課題の早期発見と対応を含む。

(3) 困難課題対応の生徒指導

深刻な課題を抱えている特定の児童生徒への指導・援助を行う。

3 生徒指導の4層

2軸3類に加えて、生徒指導の対象となる児童生徒の範囲から、全ての児童生徒を対象とした第1層「発達支持的生徒指導」と第2層「課題予防的生徒指導：課題未然防止教育」、一部の児童生徒を対象とした第3層「課題予防的生徒指導：課題早期発見対応」、そして、特定の生徒を対象とした第4層「困難課題対応の生徒指導」の4層から成る生徒指導の重層的支援構造となる。



生徒指導の方法

【集団指導と個別指導】

1 集団指導

集団指導では、社会の一員としての自覚と責任、他者との協調性、集団の目標達成に貢献する態度の育成を図る。児童生徒は役割分担の過程で、各役割の重要性を学びながら、協調性を身に付けることができる。自らも集団の形成者であることを自覚し、互いが支え合う社会の仕組みを理解するとともに、集団において、自分が大切な存在であることを実感する。指導においては、あらゆる場面において、児童生徒が人として平等な立場で互いに理解し信頼した上で、集団の目標に向かって励まし合いながら成長できる集団をつくることが大切である。

2 個別指導

授業等、集団で一斉に活動をしている場合において、個別の児童生徒の状況に応じて配慮することも個別指導と捉えられる。また、集団に適応できない場合等、課題への対応を求める場合には、集団から離れて行う個別指導の方がより効果的に児童生徒の力を伸ばす場合も少なくない。「生徒指導上の課題の増加、外国人児童生徒数の増加、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒、子供の貧困の問題等により多様化する子供たち」への対応も含め、誰一人取り残さない生徒指導が求められている。さらに今後、個の課題や家庭・学校環境に応じた、適切かつ切れ目のない生徒指導を行うことが大切となる。

【ガイダンスとカウンセリング】

人間関係で多くの児童生徒が悩みを持ち、学習面の不安だけでなく、心理面や進路面での不安や悩みを抱えることも少なくない。そのような課題に対しては、教職員が児童生徒や学級・ホームルームの実態に応じて、ガイダンスという観点から、学校生活への適応やよりよい人間関係の形成、学習活動や進路等における主体的な取組や選択及び自己の生き方等に関して、全ての児童生徒に、組織的・計画的に情報提供や説明を行う。場合によっては、社会性の発達を支援するプログラム（ソーシャル・スキル・トレーニングやソーシャル・エモーショナル・ラーニング等）等を実施する。

また、カウンセリングという観点からは、児童生徒一人一人の生活や人間関係等に関する悩みや迷い等を受け止め、自己の可能性や適性についての自覚を深めるように働きかけたり、適切な情報を提供したりしながら、児童生徒が自らの意志と責任で選択、決定することができるようにするための相談・助言等を個別に行う。

【チーム支援による組織的対応】

深刻化、多様化、低年齢化する生徒指導の諸課題を解決するためには、学級・ホームルーム担任が一人で問題を抱え込まずに生徒指導主事等と協力して、機動的連携型支援チームで対応することが求められる。また、対応が難しい場合は、生徒指導主事や教育相談コーディネーター、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー（以下SCという。）、まなび・生活アドバイザー（スクールソーシャルワーカー、以下SSWという。）等校内の教職員が連携・協働した校内連携型支援チームによる組織的対応が重要となる。さらに、深刻な課題は、校外の関係機関等との連携・協働に基づくネットワーク型支援チームによる地域の社会資源を活用した組織的対応が必要になる。

《参考資料》

□「生徒指導提要」（文部科学省 令和4年12月）

7 生徒指導・教育相談

(3) 児童生徒の発達を支える教育課程

学習指導と生徒指導

学習指導要領では、知・徳・体にわたる「生きる力」のバランスの取れた育成を重視しており、学習指導と生徒指導との関連を意識しながら、日々の教育活動を充実していくことが重要である。このことは、学習指導を担う教員が同時に生徒指導の主たる担い手にもなるという日本型学校教育の特徴を最大限に発揮させることでもある。

学習指導において、児童生徒一人一人に対する理解（児童生徒理解）の深化を図った上で、安全・安心な学校・学級の風土を創り出す、児童生徒一人一人が自己存在感を感じられるようにする、教職員と児童生徒の信頼関係や児童生徒相互の人間関係づくりを進める、児童生徒の自己選択や自己決定を促すといった生徒指導の実践上の視点を生かすことにより、その充実を図っていくことが求められている。

教科の指導と生徒指導の一体化

1 自己存在感の感受を促進する授業づくり

授業において、児童生徒が「自分も一人の人間として大切にされている」と感じ、自分を肯定的に捉える自己肯定感や、認められたという自己有用感を育む工夫が求められる。学習の状況等に基づく「指導の個別化」や、児童生徒の興味・関心、キャリア形成の方向性等に応じた「学習の個性化」により「個別最適な学び」を実現できるように、授業で工夫することが大切である。児童生徒の多様な学習の状況や興味・関心に柔軟に応じることにより、「どの児童生徒も分かる授業」、「どの児童生徒にとっても面白い授業」になるよう創意工夫することが必要である。なお、ICTの活用は、授業における「個別最適な学び」の実現に役立つ。

2 共感的な人間関係を育成する授業

共感的な人間関係を育成する観点からは、授業において、互いに認め合い・励まし合い・支え合える学習集団づくりを促進していくことが大切である。例えば、児童生徒がお互いに、自分の得意なところを発表し合う機会を提供する授業づくりや、発表や課題提出において、失敗を恐れない、間違いやできないことが笑われない、むしろ、なぜそう思ったのかという児童生徒の考えについて児童生徒同士がお互いに関心を抱き合う授業づくりが求められる。このような授業を通して実現される共感的な人間関係が育つ学習集団づくりは、いじめや非行の防止等の基盤になる。そのためには、教員が学級・ホームルームの児童生徒の多様な個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動する姿勢を率先して示すことが大切である。教員が児童生徒の間違いや不適切な言動に、どのように対応するか、児童生徒は常に関心を持っている。

3 自己決定の場を提供する授業づくり

児童生徒が、授業場面で自らの意見を述べたり、観察・実験・調べ学習等において自己の仮説を検証しレポートにまとめたりすることを通して、自ら考え、選択し、決定する力が育つ。したがって、教員は、児童生徒に意見発表の場を提供したり、児童生徒間の対話や議論の機会を設けたり、児童生徒が協力して調べ学習をする、実験する、発表する、作品を作る、演じるなどの取組を積極的に進めたりして、児童生徒の学びを促進するファシリテーターとしての役割を果たすことも重要である。

4 安全・安心な「居場所づくり」に配慮した授業

授業において、児童生徒の個性が尊重され、安全かつ安心して学習できるように配慮することも不可欠である。授業は一般に学級・ホームルームの単位で行われるため、一人一人の児童生徒が安全・安心に学べるように学級・ホームルーム集団が児童生徒の「(心の)居場所」になることが望まれる。

道徳科の授業と生徒指導

道徳科の特質は、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要として、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を(広い視野から)多面的・多角的に考え、自己(人間として)の生き方についての考えを深める学習を通して道徳性を養うことにある。

道徳科の授業では、その特質を踏まえ、生徒指導上の様々な問題に児童生徒が主体的に対処できる実効性ある力の基盤となる道徳性を身に付けることが求められており、道徳科の授業と生徒指導には以下のような相互補完関係がある。なお、実際の指導に際しては、両者は一体的に働くものであることに十分留意する必要がある。

※()内は中学校

- 1 道徳科の授業の充実に資する生徒指導
 - (1) 道徳科の授業に対する学習態度の育成
 - (2) 道徳科の授業に資する資料の活用
 - (3) 学級内の人間関係や環境の整備、望ましい道徳科授業の雰囲気の醸成
- 2 生徒指導の充実に資する道徳科の授業
 - (1) 生徒指導を進める望ましい雰囲気の醸成
 - (2) 道徳科の授業を生徒指導につなぐ
 - (3) 道徳科の授業展開の中で生徒指導の機会を提供

総合的な学習(探究)の時間と生徒指導

探究的な学習を実現する探究のプロセスを意識した学習活動では、①課題の設定→②情報の収集→③整理・分析→④まとめ・表現、を発展的に繰り返していくことになる。このような学習活動を通じて、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択、設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的かつ他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力である「自己指導能力」を育むことが目指される。

さらに、高等学校の総合的な探究の時間では、小・中学校における総合的な学習の時間の成果を生かしつつ、探究が高度化し、自律的に行われるようにするとともに、初等中等教育の縦のつながりにおいて総仕上げを行う学校段階として、自己の在り方生き方に照らし、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、自ら課題を発見し解決していくための資質・能力を育成することが求められている。

特別活動と生徒指導

特別活動は、生徒指導の目的である「児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支える」ことに資する集団活動を通して、生徒指導の目的に直接迫る学習活動であると言える。

- 1 所属する集団を、自分たちの力によって円滑に運営することを学ぶ
- 2 集団生活の中でよりよい人間関係を築き、それぞれが個性や自己の能力を生かし、互いの人格を尊重し合って生きることの大切さを学ぶ
- 3 集団としての連帯意識を高め、集団や社会の形成者としての望ましい態度や行動の在り方を学ぶ

《参考資料》

□「生徒指導提要」(文部科学省 令和4年12月)

教育相談の基本的な 考え方と活動の体制

教育相談の目的は、児童生徒が将来において社会的な自己実現ができるような資質・能力・態度を形成するように働きかけることであり、この点において生徒指導と教育相談は共通している。ただ、生徒指導は集団や社会の一員として求められる資質や能力を身に付けるように働きかけるという発想が強く、教育相談は個人の資質や能力の伸長を援助するという発想が強い傾向がある。

この発想の違いから、時には、毅然とした指導を重視すべきなのか、受容的な援助を重視すべきなのかという指導・援助の方法を巡る意見の違いが顕在化することもある。しかし、教育相談は、生徒指導の一環として位置付けられ、重要な役割を担うものであることを踏まえて、生徒指導と教育相談を一体化させて、全教職員が一致して取組を進めることが必要である。そのため、教職員には、以下のような姿勢が求められる。

- 1 指導や援助の在り方を教職員の価値観や信念から考えるのではなく、児童生徒理解（アセスメント）に基づいて考えること。
 - 2 児童生徒の状態が変われば指導・援助方法も変わることから、あらゆる場面に通用する指導や援助の方法は存在しないことを理解し、柔軟な働きかけを目指すこと。
 - 3 どの段階でどのような指導・援助が必要かという時間的視点を持つこと。
- また、教育相談は、生徒指導と同様に学校内外の連携に基づくチームの活動として進められる。その際、チームの要となる教育相談コーディネーターの役割が重要である。

児童生徒理解

生徒指導の基本と言えるのは、教職員の児童生徒理解である。児童生徒理解においては、児童生徒を心理面のみならず、学習面、社会面、健康面、進路面、家庭面から総合的に理解していくことが重要となる。また、学級・ホームルーム担任の日頃のきめ細かい観察力が、指導・援助の成否を大きく左右する。また、学年担当、教科担任、部活動等の顧問等による複眼的な広い視野からの児童生徒理解に加えて、養護教諭、SC、SSWの専門的な立場からの児童生徒理解、生活実態調査やいじめアンケート調査等の調査データに基づく客観的な理解も有効である。

特に、教育相談では、児童生徒の声を、受容・傾聴し、相手の立場に寄り添って理解しようとする共感的理解が重要になる。

教育相談の進め方

教育相談は全ての児童生徒を対象に、学校生活への適応と人格の成長を目指して、あらゆる教育活動を通して、全ての教職員が、適時、行うものである。授業やその他休み時間、清掃時、給食時、部活動等あらゆる場面が、児童生徒の様々な情報をつかみ、児童生徒理解を深める大切な機会となる。

【発達支持的教育 相談】

「発達支持的教育相談」とは、様々な資質や能力の積極的な獲得を支援する教育相談活動であり、個々の児童生徒の成長・発達の基盤をつくるものと言える。個別面談やグループ面談等の相談活動だけでなく、日常の会話や声かけ等、通常のエデュケーションの中で、全ての児童生徒に対して、一人一人を大切にしたい何気ない丁寧な関わりをすることが大切である。

【課題予防的教育 相談】

「課題予防的教育相談」は、全ての児童生徒を対象に、いじめや暴力の防止、SOSの出し方等のプログラムを学校全体で取り組む「課題未然防止教育」と、特定の問題や課題の未然防止のため、発達課題の積み残しや、何らかの脆弱性を抱えた児童生徒、環境的に厳しい状態にある児童生徒等を早期に見つけ出し、即応的に支援を行う「課題早期発見対応」が挙げられる。

【困難課題対応的教育相談】

児童生徒の危機のサインに気付くには、教職員が日頃から児童生徒への丁寧な関わりや観察を行い、身体や行動のちょっとした変化に気付くことが大切である。他にも定期相談、児童生徒の作品の活用、質問紙調査等を行うことで悩みや不安を抱える児童生徒を早期に見つけることも有効である。

児童生徒の危機のサインに気付いたときは、決して一人で抱え込まず、該当の児童生徒に関わる教職員と情報を共有し、リスクの高いものについては校内外チームによる早期の支援や介入を行う必要がある。

「困難課題対応的教育相談」は、困難な状況において苦戦している特定の児童生徒、発達や適応上の課題のある児童生徒等を対象とする。こうした児童生徒に対してはケース会議を開き、教育相談コーディネーターを中心に情報収集を行い、SCやSSW等の専門性を生かしながら、教育、心理、医療、発達、福祉等の観点からアセスメントを行い、長期にわたる手厚い支援を組織的に行うことによって課題の解決を目指す。その際、学校外のネットワークを活用して、地域の関係機関と連携・協働することが重要である。

生徒指導と教育相談が一体となった支援

教育相談は全ての児童生徒を対象に、発達支持・課題予防・困難課題対応の機能を持った教育活動である。また、教育相談はコミュニケーションを通して気付きを促し、悩みや問題を抱えた児童生徒を支援する働きかけでもある。その点において、主体的・能動的な自己決定を支えるように働きかけるという生徒指導の考え方と重なり合うものであり、両者が相まってはじめて、包括的な児童生徒支援が可能になる。

児童生徒の発達上の課題や問題行動の多様化・深刻化が進む中で、今起っていることの意味を探り今後起こり得る展開を予測し、ばらばらな理解による矛盾した対応を避け、共通理解に基づく組織的対応を行うことの必要性が高まっている。そのため、学校として組織的な生徒指導を進める上で、心理的・発達の理論に基づいて問題の見立てを行うアセスメント力や実際の指導場面での臨機応変で柔軟な対応力、学校内外の連携を可能にするコーディネート力等を備えることが求められている。教育相談の基盤となる心理学の理論やカウンセリングの考え方、技法は児童生徒理解において有効な方法を提供するものと考えられる。

教職員、保護者、地域等との連携

担任一人ではできないことも、他の教職員や多職種の専門家、関係機関がチームを組み、アセスメントに基づいて役割分担をすることで、指導・援助の幅や可能性が飛躍的に広がる。また、学校だけでは対応しきれない部分をカバーしたり、よりよい解決の方向性を見いだしたりするためには、多職種の専門家との連携が不可欠である。異なる専門性に基づく発想が重ね合わさることで、新たな支援策が生み出される。

生徒指導は、学校の中だけで完結するものではなく、家庭や地域社会及び関係機関との連携・協力を密にしていくことが重要である。日頃から、家庭訪問や電話連絡を行い、学校だよりや学級・学年通信等で学校、学級の児童生徒の様子を伝え、PTAの会報、保護者会等により保護者との相互の交流を深め、信頼関係を築くことが大切である。地域住民に学校だより等を配布し、学校としての指導方針や教育活動を広報したり、地域懇談会や関係機関等との懇談等を通して交流と連携を深めたりするなどの取組も必要である。

《参考資料》

□「生徒指導提要」（文部科学省 令和4年12月）

□「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）」

（教育相談等に関する調査研究協力者会議 平成29年1月）

□「学校不適應の未然防止のために」教育相談リーフレットⅠ・Ⅱ・Ⅲ

（京都府総合教育センター 平成28年5月～平成30年5月）

7 生徒指導・教育相談

(5) 児童生徒への指導

ア 〈いじめ〉

いじめ

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。豊かな人間性の形成や人権尊重の観点から見過ごすことのできない重要な問題であり、いじめを許さない指導を充実させるなど緊急かつ総合的な取組を進めるとともに、学校での相談体制の一層の充実を図らなければならない。教職員は、いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得るものであること、誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであることを十分に認識しておく必要がある。

また、日頃から児童生徒が発する心のサインを見逃さないように、いじめの早期発見・早期対応に努めることが重要である。

なお、最近のいじめは携帯電話・スマートフォンやコンピュータの介在により、一層見えにくいものになっている。「ネット上のいじめ」等の問題については、関係機関等と連携した迅速かつ適切な対応を図るとともに、情報モラルに関する指導を進める必要がある。

いじめの定義・構造

平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布された。いじめ防止対策推進法では、「いじめ」とは、「児童等（「児童等」とは学校に在籍する児童又は生徒をいう。）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。すなわち、被害児童生徒の思いを最優先としたいじめの把握を行い、早期対応につなげていくことが求められる。

いじめの構造は「いじめる者」、「いじめられる者」、それをはやしたてたり、面白がったりする「観衆」、周辺で見て見ぬふりをしたり脅えたりしている「傍観者」という存在による四層構造になっている場合が多い。しかし、こうした四層構造は決して固定されたものではなく、「いじめる者」、「いじめられる者」、「観衆」、「傍観者」の立場は、流動化する場合もある。

いじめの四層構造



「いじめの防止等のために 教職員用ハンドブック」より

学校いじめ防止基本方針

各学校は、国や地方公共団体のいじめ防止基本方針を参考にして、自校の現状を十分に踏まえ「学校いじめ防止基本方針」を定めなければならない。教職員はその方針に従って、組織的にいじめの防止と早期発見及びいじめの対処等に努めなければならない。

いじめの重大事態



いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について

いじめにより、①児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、②児童生徒が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるときを重大事態といい、当該教育委員会を通じて府立学校は知事、その他の公立学校は地方公共団体の長へ速やかに報告し、学校や学校の設置者は事実関係の調査、対処、再発防止のための措置等を講じなければならない。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合には、学校は重大事態が発生したものとして取り扱う。なお、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、早期支援を行うため、必要に応じて事実関係の確認を行う。また、申立てに係るいじめが起こり得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。

いじめの予防と対応

いじめに取り組む基本姿勢は、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することである。いじめの未然防止教育においては、いじめが生まれる構造といじめの加害者の心理を明らかにした上で、全ての児童生徒が「いじめをしない」態度や力を身に付けるような働きかけを、生徒指導はもとより、各教科での学習、道徳科や特別活動、体験学習等を通じて継続的に行うことが大切である。

いじめへの対応の原則は、①いじめられている児童生徒の理解と傷ついた心のケア、②被害者のニーズの確認、③いじめ加害者と被害者の関係修復、④いじめの解消である。また、いじめを重大事態化させないためには、適切な対応を怠ればどのようないじめも深刻化する可能性があるという危機意識を教職員間で共有した上で、組織的にいじめに係る情報を共有し、ケースに応じた対応策を検討していくことが求められる。

いじめ解消の要件

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- 1 いじめに係る行為が止んでいること。

止んでいる期間は、少なくとも3か月を目安とする。

- 2 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

心身の苦痛を感じていないかどうかを、被害児童生徒本人及び保護者に対し面談等で確認する。

「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめ被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

《参考資料》

- 「いじめ防止対策推進法」（令和3年4月改正）
- 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省 令和6年8月改訂版）
- 「生徒指導提要」（文部科学省 令和4年12月）
- 「いじめ防止等のための基本的な方針」（文部科学省 平成29年3月改定）
- 「生徒指導支援資料1～7」（国立教育政策研究所 平成21年6月～令和3年7月）
- 「いじめの防止等のために 教職員用ハンドブック」（京都府教育委員会 令和3年3月改訂）
- 「京都府いじめ防止基本方針」（京都府 平成30年4月改定）
- 「いじめの防止等のために」リーフレット（京都府教育委員会 平成28年6月）

7 生徒指導・教育相談

(5) 児童生徒への指導

イ〈非行〉

非行の定義

非行が意味するものは多様だが、校内の指導にとどまらず、児童生徒やその保護者の私生活も関係機関の介入の対象となる。そのため、まず非行の定義と手続きを正確に理解し、適切な事実の把握と記録を前提に対応することが求められる。非行に対しては、市町村と児童相談所、児童福祉施設、警察や少年補導センターと家庭裁判所、少年鑑別所、少年院や保護観察所等、様々な関係機関が持つ権限を意識し、効果的な連携を活用した取組が求められる。学校としては、児童生徒理解と保護者との協働を前提に、生徒指導を行う。

少年法第3条では、非行のある少年を以下の三つに分けており、それぞれについて異なる取り扱いを定めている。

- 1 14歳以上で犯罪を行った少年（犯罪少年）
- 2 14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年（触法少年）
- 3 保護者の正当な監督に服しないなどの事由が認められ、今後犯罪少年や触法少年になるおそれのある18歳未満の少年（ぐ犯少年）

また、令和4年4月1日に改正少年法が施行され、18、19歳の者が罪を犯した場合にはその立場に応じた取扱いをするため、「特定少年」として、17歳以下の少年とは異なる特例を定めている。例えば、特定少年が犯した事件で起訴された場合には、実名・写真等の報道の禁止が解除される。

いじめや教職員への暴力行為が、犯罪や触法に当たる場合も少なくないため、学校が非行として考える場合には、どの枠組みで非行とするのかを明らかにするようにして、誤解を生まないようにする必要がある。

非行についての対応

学校における非行への対応は、児童生徒本人に対する直接的指導と保護者への助言が中心となるが、非行の内容に応じて様々な対応が必要になる。

1 正確な事実の特定

指導のことばかりを気にすると、事実確認が不十分なまま教職員の思い込みで指導が行われてしまうことにもなりかねない。児童生徒や保護者の信頼を失うことを避けるためにも、正確な事実の把握は非常に大切である。

事実の特定とは、いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように、行ったのか、といったことを確認するだけでなく、それらについて、本人や保護者が認めているのかを確認する。もちろん、教職員が考える事実を無理に認めさせたり、誘導したりしてはいけない。

2 児童生徒からの聴き取り

児童生徒との面接は、まずは客観的事実の把握が目的であり、児童生徒自らの言葉で話してもらうことが重要である。その中で、いわゆる「司法面接」の技術が活用されている。これは、多人数で何回も聴取するのではなく、聴取担当者を一人に限定し、極力少ない回数（可能な限り一回）で周到的準備の下に聴取を行うものである。児童生徒からの聴き取りにも参考となる。

3 本人や関係者の言い分の聞き取りと記録

本人や関係者の言い分をしっかりと聞き取る際には、その内容を、正確に時系列を追って記録しておくことが必要である。特に非行事実の有無や指導の内容に関しては、後日紛糾する可能性があるという視点を持ち、記録に基づく的確な指導を行う。

4 非行の背景を考えた指導

何度指導しても効果が現れず、非行が繰り返される場合には、改めてその背景を考えることが必要である。特に、児童生徒の発達に課題がある場合や、保護者の監護力の背景に様々な困難のある場合等では、本人の攻撃性や被害経験、対人関係等をよく観察して、指導を考える。そのため、SCやSSWと協働したアセスメントの充実と、医療や福祉等の外部機関との連携が求められる。

5 被害者を念頭においた指導

非行の結果、被害者がでる場合もある。この場合、加害者への指導を意識しすぎるあまり、被害者の思いや願いを見落とさないように注意する。

なお、被害者が児童生徒（他校生である場合も含む。）であれば、いじめに該当するという視点で対応することも不可欠である。

非行防止について

非行の防止を考えるには、多くの児童生徒が非行に走らない理由について考えてみることに役立つ。部活や勉強に打ち込んでいる、失いたくない大切なものがある、喜びや苦労を分かち合う仲間がいる、そして、何よりも家庭や学校に居場所があるなど様々な理由が考えられるが、そこには、児童生徒と家庭や学校をしっかりとつなぎとめる関係性がある。他方で、非行少年の多くは、家庭や学校との関係性が構築されていない、または切れかかっていると言える。家庭や学校で非行を未然に防止する秘訣は、児童生徒と家庭や学校との関係性をいかに強く切れにくいものにするかという視点が大切である。このことは、非行防止につながる発達支持的生徒指導とも捉えることができる。

児童生徒との関係性やつながりをつくるためには、教職員は児童生徒と境界線をはさんで対峙するのではなく、その境界線をまたいで児童生徒の隣に立って接するという姿勢も大切である。問題が起こったときに単に詰問・叱責するのではなく、どう対応するのか一緒に考える姿勢によって、児童生徒も心を開いていく。さらに、児童生徒と信頼関係があれば、児童生徒の間だけで伝わっている情報を話してくれるようになり、児童生徒だけが把握している非行や被害等の問題やその兆候に関する情報を収集することができるようになる。

次に、家庭や学校で児童生徒が打ち込めるものを一緒に探し、提供することが大切である。児童生徒が打ち込めるものがあれば、非行仲間とつきあう時間や、非行を行う時間を減らすことができる。そのためには、例えば、児童生徒の知的好奇心を刺激し、クラスの皆が積極的に参加意識を持てる授業づくりが大切である。さらに、自分の打ち込めることが見つければ、それが就労へとつながるという希望にもなる。児童生徒にとって、学校で過ごす時間が、自らの人生の目標や価値を見つけるための準備期間となるように支援することが大切である。

《参考資料》

□「生徒指導提要」（文部科学省 令和4年12月）

7 生徒指導・教育相談

(5) 児童生徒への指導

ウ〈不登校〉

不登校の定義

文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、不登校は「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由による者を除いたもの」と定義されている。

不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得ることとして捉える必要がある。また、不登校とは、多様な要因や背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を、「問題行動」と判断してはならない。加えて、不登校児童生徒が悪いという根強い偏見を払拭し、学校、家庭、社会が不登校児童生徒に寄り添い共感的理解と受容の姿勢をもつことが、児童生徒の自己肯定感を高めるためにも重要である。

不登校の基本的な考え方

不登校への考え方や対応の仕方について以下に示す。

1 最終目標の「社会的自立」に向けた支援

不登校の問題は「心の問題」としてのみ捉えるのではなく、広く「進路の問題」として捉えることが大切である。すなわち、児童生徒一人一人が「社会的自立」に向けて自らの進路を主体的に形成していくための生き方の支援を行うことであると考ええる。

2 不登校を見極め適切に対応するために必要な連携ネットワーク

公的機関だけでなく、民間施設（フリースクール）やNPO等とも積極的に連携し、対応に当たるとともに、児童生徒の発達の段階に応じた指導を継続的に行うために、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等と必要な連携ネットワークを築く。

3 全ての児童生徒にとって居場所となる学校

「不登校の児童生徒にとって居心地のいい学校」は「全ての児童生徒にとっても居心地のいい学校」になるという視点から、全ての児童生徒が楽しく通えるような学校を目指して、取組を展開することが大切である。

4 関係の構築と、適切な働きかけや関わりの継続

不登校の児童生徒がどのような状態にあり、どのような支援を必要としているのか、教職員やSC、SSW等の専門家とも連携し、見立てを行った上で、適切な働きかけや関わりをもつ。「この児童生徒はどのようなことに困っているのか」、「どのようなニーズを抱えているのか」を見極め、その上で「誰が、いつ、どのような関わりをすべきか」を的確に判断し、児童生徒本人が社会とのつながりを形成し主体的に歩み出せるための支援を行うようにする。

5 保護者支援及び家庭教育力の充実

担任の教員や養護教諭、SCやSSW等が保護者の相談に応じたり、必要な専門的相談の場を紹介したりするなど、適時適切な対応を行いながら、保護者を支援し、家庭の教育力を充実させる。

校内生徒指導体制の 在り方

直接影響を与え得る教職員一人一人が、児童生徒に対する共通理解の姿勢をもち、支援に当たる体制の充実を図ることが肝要である。児童生徒への効果的な支援ができるよう、SCやSSW等の専門家とともにアセスメントを行い、個々の児童生徒の状況に応じた支援計画を策定し、当該児童生徒に関する状況の共有と、具体的な支援の在り方を検討する。不登校児童生徒については、学校・学級の一員としての関係の糸を切らないよう、児童生徒や保護者との関わりをもち続けることが大切である。

不登校児童生徒への 配慮

不登校児童生徒の状況によっては休養が必要な場合があることも留意しつつ、学校以外の多様で適切な学習活動の重要性も踏まえ、個々の状況に応じた学習活動等が行われるよう支援するとともに、学校は学習状況を把握し、学習の評価を適切に行うことが必要である。例えば、いじめられている児童生徒の緊急避難としての欠席が弾力的に認められてもよく、そのような場合には、その後の学習に支障がないように配慮する必要がある。併せて、不登校児童生徒の保護者に対し、支援を行う機関や保護者の会等の情報提供及び指導要録上の出席扱い等を周知することも重要である。

加えて、家庭で多くの時間を過ごしている場合には、状況を見極め、当該児童生徒及び保護者との信頼関係を構築しつつ、必要な情報提供や助言、ICT等を通じた支援、家庭等への訪問による支援を行うことが重要である。

さらに、不登校児童生徒が自らの意思で登校した場合は、温かい雰囲気迎え入れられるよう配慮し、保健室、相談室や学校図書館等も活用しつつ、安心して学校生活を送ることができるような支援を行うことが重要である。

なお、不登校児童生徒が欠席中に行った学習成果については成績評価を適切に行い、指導要録に記入したり、評価の結果を通知表等により、当該児童生徒や保護者、学校外の機関等に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の自立を支援する上で意義が大きい。

《参考資料》

- 「令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」
(文部科学省 令和6年10月)
- 「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について（通知）」（文部科学省 令和6年8月）
- 「生徒指導提要」（文部科学省 令和4年12月）
- 「不登校児童生徒の実態把握に関する調査報告書 不登校児童生徒の実態把握に関する調査企画分析会議」
(文部科学省 令和3年10月)
- 「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（文部科学省 令和元年10月）
- 「児童生徒理解・支援シート（参考様式）」（不登校児童生徒への支援の在り方について）（通知）
(文部科学省 令和元年10月)
- 「児童生徒理解・教育支援シート（参考資料）」（文部科学省 平成30年4月）
- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」（文部科学省 平成29年3月）
- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（文部科学省 平成28年12月）
- 「不登校児童生徒支援ハンドブック」（京都府教育委員会 令和2年3月）

7 生徒指導・教育相談

(5) 児童生徒への指導

エ 〈児童虐待への対応〉

児童虐待

近年、家庭支援センター（児童相談所）における児童虐待の対応件数は年々増加しており、子どもの生命が奪われるなどの重大な児童虐待が後を絶たない。児童虐待は、社会全体で取り組むべき重要な課題の一つとなっている。学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならないということや、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は速やかに児童相談所等に通告しなければならないということが「児童虐待の防止等に関する法律」の第5条及び第6条に定められており、子どもたちの身近にいる学校の教職員に課せられた責務は極めて重大である。教職員は児童虐待に関する正確な知識をもち、その理解を深め、予防及び早期発見等に努めるとともに、適切な対応が求められている。

児童虐待の定義

「児童虐待」とは、保護者（児童を現に監護するもの）がその監護する児童（18歳未満の者）について次に掲げる4種類の行為である（「児童虐待の防止等に関する法律」第2条より）。

1 身体的虐待

子どもの身体に痛みと苦痛が生じ、又は外傷の生じるおそれのある暴行を加えたり子どもの命を危うくするような怪我をさせたりすること。外側からは簡単に見えないような場所に外傷があることも多くある。

2 性的虐待

子どもにわいせつな行為をすること、又は、わいせつな行為をさせたり見せたりすること。子どもをポルノグラフィーの被写体にすること等も含まれる。

3 ネグレクト

子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。これには、保護者以外の同居人による1、2、4の虐待行為を放置することも含まれる。

4 心理的虐待

著しい暴言や拒絶的な態度等、子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。子どもの存在を否定するような言動が代表的であるが、兄弟姉妹との間に不当なまでの差別的な待遇をする場合もある。また、子どもの目前での配偶者間暴力や暴言、いわゆるドメスティックバイオレンス（DV）やその他の家族に対する暴力や暴言もこれに当たる。

（配偶者：婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

児童虐待の影響

児童虐待は、子どもの心身の発達や人格形成に重大な影響を及ぼし、我が国における将来世代の育成にも懸念を及ぼすことが指摘されている。また、その影響は虐待を受けていた期間、その態様、子どもの年齢や性格等によって様々であるが、身体面、知的発達面、心理面等様々な領域にわたっている。丁寧に理解していくことが子どもたちの援助には必要となる。

児童虐待への具体的 対応

児童虐待の早期発見のポイントや対応等について校内研修を実施し、組織的な対応の周知徹底を図る。

資料⑫⑬ P166・167・168

○児童虐待の早期発見のポイント

- ・顔や腕、足等に傷やけが、人から受けたと思われるやけどのあとがある。
- ・体重の減少や身長伸びが悪いなど、発育不良が見られる。
- ・体や服がいつも汚れていたり、異臭がしたり、季節に合わない服装をしたりしている。
- ・表情が乏しく、受け答えが少ない。
- ・保護者の前では硬くなり、極端に恐れている。
- ・保護者というとおどおどし、落ち着きがない。
- ・落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、他人をいじめたりする。
- ・理由のはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。
- ・金銭の持ち出しや万引き等の問題行動を繰り返す。

*子どもの変化に「気づく」力を磨くことが重要である。

*児童虐待と発達障害は行動面での類似点が多く峻別が難しいため、適切に見立てて支援をしていく必要がある。

○児童虐待を疑ったときの対応～相談機関との連携・通告～

- ・必ず管理職に報告し、速やかに関係機関へ通告する。
- ・家庭訪問等で再確認することは避け、既存の情報により組織的で速やかな対応を行う。
- ・関係機関と連携しながら対応し、子どもの心身の状態について経過を観察しつつ、学校として支援可能な事柄に全力を注ぎ、中・長期的フォローアップ体制を整える。
- ・保護者から情報元（虐待を認知するに至った端緒や経緯等）に関する開示の求めがあっても伝えない。

《参考資料》

- 「児童虐待の防止等に関する法律」（令和4年6月改正）
- 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（文部科学省 令和2年6月改訂）
- 「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（文部科学省 令和2年1月）
- 「養護教諭のための児童虐待対応の手引」（文部科学省 平成19年10月）
- 「子どものSOSサインを見逃さないために！」～教職員のための児童虐待防止・対応リーフレット～
（京都府教育委員会 令和3年3月改訂）
- 「子どもたちを児童虐待から守るために」教育相談リーフレット（京都府総合教育センター 平成27年3月）